

■佐倉市景観計画（案）について

景観計画（素案）について、都市計画審議会など、次の機会によりご意見等を頂きました。それらを踏まえ、下表のとおり景観計画を修正し、佐倉市景観計画（案）を作成しました。

- ① 都市計画審議会（平成27年6月12日）でのご意見
- ② 景観審議会（平成27年7月17日）でのご意見
- ③ 政策調整会議（平成27年8月19日）でのご意見

表 修正事項について

	意見	修正
	全体	
景観審議会	○景観本体は情報量が多く、内容も細かいため、どこを読んでいるのかわかりにくい。また、各章の最初に要約を記した方が良い。	●ヘッダと中扉を新たに設け、中扉には要約と目次を記載 ・ p 1、7、17、43、47、69、95、重点-1
	序章	
都市計画審議会	○市民・事業者・行政の責務と役割について、明記した方が良いのではないか。 ○人の生活・営み自体が景観になっているというメッセージも入れたほうが、当事者意識が伝わりやすいのではないか。	●景観計画の策定の目的と役割に追記 ・ p 3、4
景観審議会	○景観計画とガイドラインの関係を示せると良い。	●計画の構成に、別冊でガイドラインがある旨を追記するなど、計画書を修正 ・ p 4、5
	第2章 景観特性と課題	
景観審議会	○印旛沼の上流部にあたる谷津も景観のつながり上、重要な箇所であることを示してはどうか。	●谷津に関する追記など、計画書を修正 ・ p 19、20、21
	第3章、4章 景観形成の基本理念、基本目標、基本方針	
都市計画審議会	○市街地（市街化区域）、自然・田園（調整区域）のイメージがあるが、都市と農村の景観という今までのカテゴリーを超えるような市全体の景観の形を作れると、佐倉の自然と文化が一体の景観計画になるのではないか。	●基本理念の本文に追記 ・ p 45

	意見	修正
	第3章、4章 景観形成の基本理念、基本目標、基本方針	
都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○里山・斜面緑地の保全等について ・里山の維持・持続はどう考えていくのか。 ・斜面緑地の保全について、開発行為が生じた場合は届出を必要とするのが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画書の修正なし。里山の維持・持続は、今後関連部局と連携しながら方策を協議。 開発行為に伴う斜面緑地の保全は、事前協議・届出制度による景観誘導を図る。
都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹について ・どういう街路樹を整備するか届出をするのが望ましい。 ・街路樹について都市計画、景観の目線で考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路整備については国・県・市の道路担当部局と公共施設ガイドラインに基づく協議により、事業者の開発行為で街路樹を整備する場合は、事前協議・届出制度により誘導を図る。 ●景観の軸において、街路樹等の表記を追記するなど、計画書を修正 ・ p 50、51、52、93
都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○景観拠点について ・印旛沼は基本だが、そのもととなる里山景観、谷津もセットで取り上げるべきではないか。重要景観拠点に、里山景観拠点(手繰川、上手繰川、西部自然公園)を位置付けられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観の拠点に、「自然・田園景観拠点」を新たに設け、里山や台地上にある主要な水と緑の拠点として、佐倉ふるさと広場、印旛沼サンセットヒルズ・佐倉草ぶえの丘・市民の森、(仮称)佐倉西部自然公園、直弥公園を位置づけ。 ・ p 49、58、59、62
景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○印旛沼の上流部にあたる谷津も景観のつながり上、重要な箇所であることを示してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●谷津に関する追記など、計画書を修正 ・ p 50、51、54
都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○旧城下町景観重要拠点について ・旧城下町の回遊性について、色々なニーズ(看板の統一、英語、坂道、ロケ地めぐり)を考えながら、地道に整えてほしい。 ・既存のものを一気に変えるのは難しいと思うが、案内看板の統一についても、都市計画で枠組みを作ってほしい。 ・新町の活性化をワンステップとし、長期的には回遊性をもたすことで、全国に情報発信できようになるといい。新町だけでは、まだ舞台が狭い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画書の修正なし。ご意見として受け止め、今後関係部局と連携しながら方策を協議。

	意見	修正
	第5章 景観形成推進の方策	
政策調整会議	○景観形成基準の記述は、事業者等の混乱を生じないように、もう少し工夫が必要ではないか。	●例示の明確化など、計画書を修正 ・ p 74、75、76、77
都市計画審議会	○公共施設の整備等について ・ 印旛土木として、今後、街路樹の選定や、橋の色等を協議していきたい。 ・ 警察は、道路標識や道路標示の部分で景観に関わってくるが、道路管理者、観光部局とも一緒に話していければいい。	○計画書の修正なし。公共施設ガイドラインに基づく協議により、適切な運用を図る。
都市計画審議会	○市民の参加や人材活用について ・ 市民カレッジ等のシニアパワー、若い人の意見を取り入れる等が必要ではないか。 ・ 景観の意識を、もう少し若い世代に訴えかけられるようにしてほしい。	○計画書の修正なし。ご意見として受け止め、今後、適切な情報発信、人材活用の方策を検討。
	新町地区景観形成重点区域	
都市計画審議会	○今後の取組について ・ 新町地区を重点地区としてやっていく中で、次はどう抜げていこうと考えているのか。 ・ 既存の建物についてはどういうことになるのか。 ・ 新町の重点化は観光の面からも重要。 ・ 観光客、外国人を誘致できるように宣伝していければ。	○計画書の修正なし。ご意見として受け止め、今後関係部局や地域と連携しながら方策を協議。
都市計画審議会	○合意形成について ・ 地域の話は伺ったとのことだが、やはり我慢しているところがあるのではないか。	○計画書の修正なし。ご意見として受け止め、今後も地元周知を図る。
都市計画審議会	○空き店舗等の対応について ・ 空き家やシャッターになってしまったところを休憩スペースや花をやる際に持ち主がどうぞと言えよう住民に協力していただきたい。 ・ 空き店舗を貸したくない点をどう克服していけばいいか。	○計画書の修正なし。ご意見として受け止め、今後関係部局や地域と連携しながら方策を協議。

	意見	修正
	その他	
景観審議会 政策調整会議 等		●誤字・脱字、文言の追記、修正、 写真の並び替え ・ p 25、29、31、33、34、 51、93
都市計画審議会	○他の制度との関連性 ・景観計画と残土条例との関わり は。	○計画書の修正なし。事前協議・届 出制度のなかで、適切に執行。
都市計画審議会	○バリアフリーについて ・景観とは少しずれるが、車椅子の 方が不自由のない道路なども、ど こかに入れてほしい。	●公共施設ガイドラインで対応予 定
都市計画審議会	○審議会の運営について ・資料の全部を議論するのは苦勞す るので、検討テーマを絞るなど、 運営方法を検討頂きたい。	○都市計画審議会委員に、今後も適 切な情報提供を図る。